

いわ観第 45 号

令和 3 年 10 月 27 日

公益社団法人日本バス協会 様

いわて観光キャンペーン推進協議会  
会長 岩手県知事 達増 拓也

令和 3 年度冬季観光バスツアー運行助成事業の実施について

平素、当協議会の事業推進にあたりましては、特段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内の広域周遊及び滞在を促進し、観光誘客及び観光消費拡大を図るため、別添要項に基づき、冬季観光バスツアー運行助成事業を実施することとしましたので、お知らせします。

つきましては、本事業を、貴団体会員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

なお、助成金の交付決定額が本年度の予算額に達した場合は、その時点で本事業を終了することを申し添えます。



【事務局】

岩手県商工労働観光部

観光・プロモーション室

国内観光担当 柏山

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

TEL : 019-629-5574



## 令和3年度冬季観光バスツアー運行助成事業実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、いわて観光キャンペーン推進協議会（以下「本協議会」という。）が実施する冬季観光バスツアー運行助成事業について必要な事項を定め、もって岩手県内の広域周遊及び滞在を促進し、観光誘客及び観光消費拡大を図ることを目的とする。

### (助成金交付対象者)

第2条 本助成金の交付対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定に基づく登録を受け、貸切バスを使用した次条に定める募集型企画旅行（以下「バスツアー」という。）を催行する者（以下「助成金交付対象者」という。）とする。

### (助成対象となるバスツアー及び交付額等)

第3条 助成金交付対象者が、次の(1)から(6)に掲げる条件を全て満たすバスツアーを催行した場合に、ツアー催行に要する経費に対して予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 催行期間が令和3年11月5日から令和4年3月31日までの間であること。
- (2) 岩手県外を発着地とし、岩手県内の観光施設や観光スポット等を訪問すること。
- (3) 岩手県内の宿泊施設への宿泊を伴うこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症等に対する感染対策を行うこと。
- (5) パンフレットやチラシ等の配布又はホームページへの掲載等により参加者を募集すること。
- (6) 他のバス運行経費に対する助成事業等を併用していないこと。

2 本助成金の交付額及び上限額等は、次のとおりとする。

区分	助成要件	交付金額 (バス1台当たり)	上限額
基本額	(1) 前項を全て満たすバスツアー	10,000円	1事業者 当たり 200,000円
加算額	(2) 上記(1)に加え、以下の各要件に該当するバスツアー ア 岩手県内のスキー場を利用 イ 岩手県内の宿泊施設を2泊以上利用 ウ 岩手県内に所在する貸切バス事業所が運送を引き受けるもの エ 沿岸及び県北市町村に宿泊するもの※注	該当する要件ごとに5,000円を加算	

注 沿岸市町村：宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町  
県北市町村：二戸市、軽米町、九戸村、一戸町

### (交付申請)

第4条 助成金交付対象者のうち本助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、ツアー出発日の前日から起算して7日前までに、本協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。ただし、会長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 旅行行程表及び企画書（旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金及びその他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面）
- (2) 運送を引き受ける貸切バス事業者が発行した運送引受書
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) その他会長が必要と定める書類

### (交付の決定)

第5条 会長は、助成金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定する。

(決定の通知)

第6条 会長は、助成金の交付の決定をしたときは、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 前項の決定の通知については、助成金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

(変更申請)

第7条 申請者は、ツアー内容を変更、中止又は取り下げる場合（以下「申請内容の変更等」という。）は、速やかに変更承認申請書（様式第4号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 前項の決定の通知については、変更（中止・取下げ）承認申請決定通知書（様式第5号）によるものとする。

(実績報告及び請求書の提出)

第8条 申請者は、ツアー催行後速やかに、助成金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、会長あて提出しなければならない。

- (1) 最終の旅行行程表
- (2) 事業実績報告書（様式第7号）
- (3) 貸切バス利用証明書（様式第8号）
- (4) 宿泊証明書（様式第9号）
- (5) 募集に使用したパンフレットやチラシ、ホームページ等の写し
- (6) 岩手県内観光施設等訪問報告書（様式第10号）
- (7) スキー場利用実績報告書（様式第11号）（第3条第2項(2)アに該当する場合のみ）
- (8) その他会長が必要と定める書類

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の実績報告が適当と認めるときは、助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付する。

(助成金の経理等)

第10条 申請者は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 会長は、助成金の交付決定後に、申請及び報告内容に虚偽が認められ不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。既に助成金が支払われている場合は、申請者は取消しに係る助成金を速やかに返還しなければならないものとする。

(事業の終了)

第12条 助成金の交付決定額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年10月27日から施行する。





# 令和3年度冬季観光バスツアー 運行助成事業のご案内



いわて観光キャンペーン推進協議会では、より多くの方に、岩手県内の様々な観光地を訪れていただけるよう、貸切バスを利用し県内に宿泊するバスツアーの運行に対し、経費の一部を助成します。

## 1 助成対象者

- 旅行業法及び同法施行規則の規定に基づく登録を受け、助成対象条件に該当する、貸切バスを利用した募集型企画旅行のバスツアーを催行する者

## 2 助成対象条件

- 助成金交付の対象となるバスツアーは、次の(1)～(6)の全てを満たすこと。
  - (1) 催行期間が令和3年11月5日から令和4年3月31日までの間であること。
  - (2) 岩手県外を発着地とし、岩手県内の観光施設や観光スポット等を訪問すること。
  - (3) 岩手県内の宿泊施設を1泊以上利用すること。
  - (4) 新型コロナウイルス感染症等に対する感染対策を行うこと。
  - (5) パンフレットやチラシ等の配布又はホームページへの掲載等により参加者を募集すること。
  - (6) 他のバス運行経費に対する助成事業等を併用していないこと。

## 3 助成額・上限額

区分	助成要件	交付額 (バス1台当たり)	上限額
基準額	■ 「2 助成対象条件」を全て満たすバスツアー	10,000円	
加算額	■ 「2 助成対象条件」に加え、次の各要件に該当するバスツアー ア 岩手県内のスキー場を利用 イ 岩手県内の宿泊施設を2泊以上利用 ウ 岩手県内に所在する貸切バス事業所が運送を引き受けるもの エ 沿岸及び県北市町村に宿泊するもの※注	該当する要件ごとに 5,000円を加算	1事業者当たり 200,000円

注 沿岸市町村:宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町  
県北市町村:二戸市、軽米町、九戸村、一戸町

## 4 手続きの流れ

- 助成金交付申請書及び必要書類を、いわて観光キャンペーン推進協議会事務局に郵送または直接提出してください。
- 助成事業の実施要項等は、岩手県観光・プロモーション室のホームページからダウンロードできます。  
岩手県HP: トップページ> 産業・雇用> 観光産業> 旅行商品造成支援  
⇒ 「令和3年度冬季観光バスツアー運行助成事業について」  
※助成金の申込は、ツアー出発日の前日から起算して、7日前まで随時受付します。



【申請に関するお問い合わせ先】

いわて観光キャンペーン推進協議会事務局 (岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室内)  
TEL 019-629-5574 E-mail iwate-cp@pref.iwate.jp

